

医療費控除のポイント

～勘違いや漏れの多い項目～

平成 27 年 2 月作成



日本では、給与所得者の多くは年末調整で税金の精算が終わり、確定申告をする必要がありません。しかし、これらの人が確定申告をする理由の一つに「医療費控除」があります。今回はこの医療費控除のポイントや勘違いの多い点を簡単にお話したいと思います。

(1) 医療費控除は 10 万円以上？

よく、医療費控除は 10 万円以上の支払いがあった人が対象と聞いたことがあると思います。しかし医療費が 10 万円以下でも医療費控除の対象となる人がいます。医療費控除の額は以下に掲げる (A) - (B) の額 (200 万円を限度) となります。

(A) 支払った医療費の額 (通常必要とされる額) — 保険金等で補てんされる額*

(B) ①10 万円と②総所得金額 (各所得の合計額、**収入金額ではありません**) の 5% のいずれか少ない金額を超える金額

つまり、**所得の金額が 200 万円未満の人であれば、支払医療費の額が 10 万円以下であっても医療費控除の対象**となります。

※入院・手術をした場合に保険金等を受け取ったときは、医療費控除の計算では支払った医療費の額からその保険金等の額を控除します。その治療等につき**支払った金額より受け取った保険金等の額が多い場合には、医療費控除の対象となる金額は無い**こととなります。

(2) 予防接種や人間ドック

相談会等で多いのですが、**人間ドックやインフルエンザの予防接種は**、治療行為でないため、**医療費控除の対象となりません**。ただし、検査の結果重大な疾病が発見され、その結果治療を行った場合の、その検査費用は医療費控除の対象となります。



(3) もともと納付した (すべき) 税金が無い場合

これも相談会等でよくあるのですが、医療費控除は所得から医療費の一部を控除して税金を計算する制度です。**医療費が還付されるわけではありません**。そのため**医療費控除前に収めた (納めるべき) 税金がない場合には還付等される税金がない**こととなります。

(4) 交通費

治療のため、病院への通院に通常必要な交通費 (電車やバス等) は医療費控除の対象となります。ただし、**自家用車を利用した場合のガソリン代や駐車場代は医療費控除の対象となりません**ので注意が必要です。

(5) 薬局で購入した風邪薬等の費用

風邪をひいた場合等に**治療のため薬局等で購入した風邪薬の購入費用等は医療費控除の対象**となります。ただし、健康増進目的で購入したビタミン剤等の費用は医療費控除の対象となりません。

(6) 歯科矯正等

発育段階にある子供の成長を阻害しない為に行う不正咬合の歯列矯正は医療費控除の対象となりますが、**成人が美容等のために行う歯科矯正は医療費控除の対象となりません**。

上記以外にも注意すべき点は多々ありますが、医療費控除の申告準備に当たって参考にいただければと思います。